

# 草津市地域包括支援センターの 運営について

# 草津市地域包括支援センターについて

# 地域包括支援センターの役割

高齢者が地域で安心して生活することができるよう、社会福祉士・保健師・主任介護支援専門員の三職種を配置し、それぞれの専門性を活かして、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から相談・支援を行っています。

## 総合相談支援業務

### 介護や福祉の相談窓口

- 高齢者の介護、医療、福祉など日常生活の困りごとや認知症に関する相談
- 地域包括支援センターのPR等、地域における様々な関係者とのネットワーク構築
- 地域の高齢者の実態把握

## 包括的・継続的ケアマネジメント

### 地域のネットワークづくり

- 地域のケアマネジャーの支援
- 医療機関や介護事業所などと連携した地域づくり

## 権利擁護業務

### 権利を守ること

- 高齢者虐待の防止および対応
- 成年後見制度等の利用促進
- 消費者被害の防止

## 介護予防支援業務・ 介護予防ケアマネジメント業務

### 介護予防や健康づくりの支援

- 介護保険の申請
- 介護予防や総合事業のサービス調整
- 地域の介護予防の取組の情報提供

# 地域包括支援センターの設置状況

- 日常生活圏域(中学校区)ごとに地域包括支援センターを設置(6か所)
- 社会福祉法人や社会医療法人による委託運営

<令和6年4月30日時点>

	(市全体)	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
受託法人	-	社会福祉法人 聖優会	社会医療法人 誠光会	社会福祉法人 よつば	社会福祉法人 あさひ	社会福祉法人 みのり	社会福祉法人 寿会
所在地	-	山寺町837番地 (特別養護老人ホーム 菖蒲の郷内)	草津三丁目9番14号	矢橋町885番地1	笠山一丁目1番46 (南笠デイサービスセンター あさひ内)	上笠一丁目9番11号 (上笠デイサービスセンター 湯楽里内)	志那中町25番地 (北部デイサービスセンター 常輝の里内)
担当学区	-	志津・志津南・矢倉	草津・大路・渋川	老上・老上西	玉川・南笠東	山田・笠縫	笠縫東・常盤
人口(A)	140,007人	30,550人	33,501人	21,217人	19,981人	19,009人	15,749人
65歳以上人口 (B)	31,433人	6,276人	6,910人	3,922人	4,181人	5,767人	4,377人
高齢化率(B/A)	22.5%	20.5%	20.6%	18.5%	20.9%	30.3%	27.8%
介護認定者数 (C+D+E)	5,660人	1,099人	1,319人	738人	714人	1,251人	736人
事業対象者(C)	121人	20人	24人	6人	12人	48人	11人
要支援1・2(D)	1,392人	238人	374人	189人	158人	272人	161人
要介護1~5(E)	4,344人	841人	921人	543人	544人	931人	564人

# 草津市地域包括支援センター運営協議会 について

# 草津市地域包括支援センター運営協議会



## 介護保険法施行規則第140条66第4号

地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。

## 草津市附属機関設置条例 別表第1

介護保険法(平成9年法律第123号)に定める地域包括支援センターの運営に対する評価に関し必要な事項についての調査審議に関する事務 < 定数:15人以内 >

### ◆ 地域包括支援センター運営協議会の所掌事務

センターの設置等【承認事項】	<ul style="list-style-type: none"> <li>圏域の設定</li> <li>業務の法人への委託</li> <li>業務を委託された法人による総合事業および予防給付に係る事業の実施</li> <li>介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務を委託できる居宅介護支援事業所の選定</li> <li>その他、公正・中立性の確保に関すること</li> </ul>
センターの行う業務の方針	市町村が示すこととされているセンターが行う業務に係る方針(運営方針)が適切かどうか、市町村に対して意見を述べるものとする
センターの運営	<b>運営全体に関するもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>【組織運営体制】 <ul style="list-style-type: none"> <li>センターの人員体制が業務に対して適切なものとなっているか</li> <li>担当区域における高齢者のニーズ把握を行っているか</li> <li>職員間、専門職間の連携が効果的に行われているか</li> </ul> </li> <li>【個人情報の保護】 <ul style="list-style-type: none"> <li>責任者を配置するなど個人情報保護の徹底が図られているか</li> </ul> </li> <li>【利用者満足向上】 <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっているか</li> <li>安心して相談できるようプライバシーの確保が行われているか</li> </ul> </li> <li>【公平性・中立性の確保】 <ul style="list-style-type: none"> <li>公平性、中立性に配慮して、介護サービス事業所等の紹介や介護予防支援業務の委託先の選定を行っているか</li> </ul> </li> </ul>
	<b>個別業務に関するもの</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>【総合相談支援業務】 <ul style="list-style-type: none"> <li>相談内容ごとの対応状況が把握(進捗管理)できているか</li> </ul> </li> <li>【権利擁護業務】 <ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の活用、消費者被害の防止の取組がなされているか</li> </ul> </li> <li>【包括的・継続的ケアマネジメント支援業務】 <ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができていないか</li> <li>介護支援専門員に対する効果的な相談対応がなされているか</li> </ul> </li> <li>【介護予防に係るケアマネジメント】 <ul style="list-style-type: none"> <li>多様な地域の資源がケアプランに位置づけられているか</li> </ul> </li> <li>【市町村事業との連携】 <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切になされているか</li> </ul> </li> </ul>
センターの職員の確保	センターの職員を確保するため、必要に応じ、運営協議会の構成員や関係団体等の間で調整を行う
その他	地域における介護保険以外のサービス等と連携体制の構築、地域包括支援ネットワークを支える地域の社会資源の開発、その他の地域包括ケアに関する事項であって運営協議会が必要と判断した事項を行う

### ◆ メンバー <草津市附属機関運営規則 別表第1>



1	保健医療関係者
2	介護サービス事業者および介護予防サービス事業者から選出された者
3	居宅介護支援事業者から選出された者
4	介護サービスおよび介護予防サービス利用者
5	介護保険被保険者(公募委員)
6	民生委員児童委員
7	老人クラブ連合会から選出された者
8	草津市社会福祉協議会から選出された者
9	学識経験を有する者
10	その他市長が高齢者の保健福祉の推進に必要と認める者 ● 草津市健康推進員連絡協議会 ● 草津市まちづくり協議会連合会

### ◆ 任期 <草津市附属機関運営規則 別表第2>

3年 令和6年7月1日から令和9年6月30日

### ◆ スケジュールと主な議題

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第1回	センターの運営について ・センターの運営に関する評価 (運営全体/個別業務)	→	
第2回 (2月頃)	センターの運営について ・運営方針について	→	

# 地域包括支援センターの 事業評価について

※ 評価指標とは・・・

地域包括支援センターの事業評価を通じて機能強化を図るため、全国統一評価指標により取組・運営状況を点検する。毎年、厚生労働省に報告をしており、本資料に掲載している結果は令和6年6月に報告した内容である。

# 組織・運営体制<人員体制>

## ◆ 人員体制の基準【草津市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例第3条第1項より】

一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(65歳以上人口)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人 (3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

## ◆ 人員体制の状況

<令和6年4月30日時点>

	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
三職種 社会福祉士 (準ずる者を含む)	1人	2人	2人	1人	1人	2人
保健師 (準ずる者を含む)	2人	1人	1人	1人	1人	1人
主任ケアマネジャー (準ずる者を含む)	2人	1人	1人	2人	2人	1人
その他 (プランナー、事務職員)	2人	2人	2人	1人	2人	1人

## ◆ 評価指標<令和6年4月30日時点>

設問	市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q24	センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく三職種の配置を義務付けているか。	○								
Q25	センターにおいて、三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されているか。	×	Q16	三職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を配置しているか。	○	×	×	×	×	○
Q26	センターの三職種(準ずる者含む)一人当たり高齢者数(全圏域内の高齢者数/全センター人員)の状況が1,500人以下であるか。	○								

※市指標Q25:保健師に準ずる者であるため。

※センター指標Q16:保健師に準ずる者であるため。

➤ 三職種(準ずる者は含まない)の配置状況としては「指標を満たしていない」となるが、介護保険法施行規則および市条例の基準は満たしており、センターの人員体制は業務に対して適切である。

# 組織・運営体制<ニーズ把握 個人情報保護 利用者満足の向上>

## ◆ ニーズ把握:評価指標<令和5年度実績>

設問	市町村指標	草津市
Q23	センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を3つ以上提供しているか。	○

➤ 担当区域における高齢者のニーズ把握を行うことができています。

設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q14	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	○	○	○	○	○	○
Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	○	○	○	○	○	○

## ◆ 個人情報の保護:評価指標<令和5年度実績>

設問	市町村指標	草津市
Q32	個人情報保護に関する市町村の取扱方針をセンターに示しているか。	○
Q33	個人情報が漏えいした場合の対応など、センターが行うべき個人情報保護の対応について、センターへ指示しているか。	○
Q34	センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言しているか。	○

➤ 個人情報保護の徹底が図られている。

設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	○	○	○	○	○	○
Q23	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	○	○	○	○	○	○
Q24	個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置しているか。	○	○	○	○	○	○
Q25	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	○	○	○	○	○	○

## ◆ 利用者満足の向上:評価指標<令和5年度実績>

設問	市町村指標	草津市
Q35	苦情内容の記録等、苦情対応に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○
Q36	センターが受けた介護サービスに関する相談について、センターから市町村に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	○
Q37	相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市町村の方針をセンターに示しているか。	○

➤ 適切な総合相談、苦情への対応ができる体制となっている。  
 ➤ 安心して相談できるようプライバシーの確保が行われている。

設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	○	○	○	○	○	○
Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	○	○	○	○	○	○
Q28	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	○	○	○	○	○	○

# 組織・運営体制<その他>

## ◆ 評価指標<令和5年度実績>

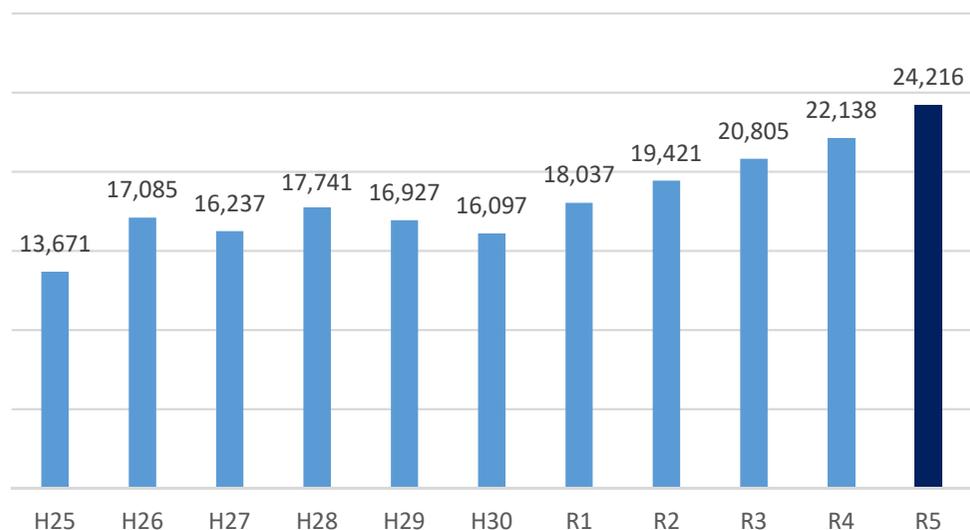
設問	市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q19	運営協議会での議論を経て、センターの運営方針を策定し、センターへ伝達しているか。	○	Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	○	○	○	○	○	○
Q20	年度ごとのセンターの事業計画の策定に当たり、センターと協議を行っているか。	○	Q11-1	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	○	○	○	○	○	○
Q21	前年度における運営協議会での議論を踏まえ、センターの運営方針、センターへの支援・指導の内容を改善したか。	○	Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	○	○	○	○	○	○
Q22	市町村とセンターの間の連絡会合を、定期的で開催しているか。	○	Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	○	○	○	○	○	○
Q27	センター職員の資質向上の観点から、センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までにセンターに示しているか。	○	Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	○	○	○	○	○	○
			Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。	○	○	○	○	○	○
Q28	センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	○	Q19	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ
Q29	センターに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けているか。	○	Q20	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ	△ 設置のみ
Q30	市町村の広報紙やホームページなどでセンターの周知を行っているか。	○	Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	○	○	○	○	○	○
Q31	介護サービス情報公表システム等において、センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	○								

※センター指標Q19. 20:休日、時間外の緊急時の連絡体制を整えていれば設置とみなす。

- 事業を適切に運営するための体制を構築できている。
- 利用者が相談しやすい体制を構築するための取組ができている。

# 総合相談支援業務

## ◆ 相談件数(令和5年度)



## ◆ 相談相手

	本人	家族・親族	住民・知人	民生委員	ケアマネジャー	サービス事業所	医療機関	その他	総計
高穂	773	856	32	148	629	226	433	747	3,844
草津	1,362	1,391	49	126	811	228	504	550	5,021
老上	796	780	27	145	843	347	422	645	4,005
玉川	1,154	984	60	203	990	316	435	729	4,871
松原	620	966	52	96	617	155	293	497	3,296
新堂	629	828	34	206	593	198	219	472	3,179
総計	5,334	5,805	254	924	4,483	1,470	2,306	3,640	24,216
(R4総計)	(4,828)	(5,166)	(235)	(765)	(4,040)	(1,462)	(2,217)	(3,425)	(22,138)

## ◆ 相談内容

	介護・介護保険に関すること	介護予防・生活支援サービスに関すること	医療に関すること	認知症に関すること	権利擁護に関すること	介護者の離職防止に関すること	その他	総計
高穂	1,603	212	311	379	746	0	593	3,844
草津	1,962	324	486	399	835	1	1,014	5,021
老上	1,580	152	534	275	986	1	477	4,005
玉川	2,280	94	501	302	463	11	1,220	4,871
松原	2,105	35	189	135	490	1	341	3,296
新堂	1,371	205	419	217	559	4	404	3,179
総計	10,901	1,022	2,440	1,707	4,079	18	4,049	24,216
(R4総計)	(12,181)	(1,186)	(2,151)	(1,662)	(2,273)	(19)	(2,666)	(22,138)

- 相談件数は年々増加している。
- 高齢者本人や身近な家族が早い段階で地域包括支援センターに相談することにより、状態に応じた適時・適切な支援やサービスにつながるよう様々な機会を通じた周知が必要。

# 総合相談支援業務

## ◆ 評価指標＜令和5年度実績＞

設問	市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q38	市町村レベルの関係団体(民生委員等)の会議に、定期的に参加しているか。	○								
			Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	○	○	○	○	○	○
Q39	センターと協議しつつ、センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めているか。	○	Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	○	○	○	○	○	○
Q40	センターにおける相談事例の分類方法を定めているか。	○	Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	○	○	○	○	○	○
Q41	前年度1年間におけるセンターの相談件数を把握しているか。	○	Q32	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	○	○	○	○	○	○
Q42	前年度1年間に、センターからの相談事例に関する支援要請に対応したか。	○	Q33	相談事例の解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	○	○	○	○	○	○
Q43	センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握しているか。	○	Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	○	○	○	○	○	○
			Q35	介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行っているか。	○	○	○	○	○	○

- 相談内容ごとの対応状況を把握(進捗管理)することができている。
- 介護の相談のみでなく、複合的な課題を抱える世帯への相談対応を行っている。

# 総合相談支援業務

## ◆ 各地域包括支援センターの取組

### 総合相談支援の実施

高齢者本人や家族、地域のネットワーク等を通じて寄せられる様々な相談に対し、三職種が情報を共有し、総合的に対応を行います。

- ・朝ミーティング等、三職種で相談内容を共有し、支援方法を検討できる体制の構築
- ・必要に応じて、行政(人とくらしのサポートセンター、障害福祉課、生活支援課、健康増進課、子育て相談センター)や、滋賀県地域生活定着センター、居住支援法人といった様々な機関と連携した高齢者の支援の実施
- ・タブレット端末を活用したりリモート相談やzoom会議等、相談しやすい体制の構築

### ネットワークの構築

支援を必要とする高齢者の早期発見や、継続的な見守り、問題の発生を予防するために、地域の関係者との関係づくりや、地域の社会資源の情報収集を行います。

- ・金融機関、商業施設、学校、地域のイベント、地域サロンに出向き、地域包括支援センターのPRの実施
- ・商業施設、自治会館、マンションロビーでの地域包括支援センターのチラシやPRカードの設置
- ・民生委員との研修会や交流会をとおした地域とのネットワークの構築
- ・地域サロンで健康に関する啓発の講座を行うとともに、地域包括支援センターのPRを実施

# 権利擁護業務

## ◆ 評価指標＜令和5年度実績＞

設問	市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q45	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準をセンターと共有しているか。	○	Q36	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	○	○	○	○	○	○
Q46	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、センターと共有しているか。	○	Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	○	○	○	○	○	○
Q47	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	○	○	○	○	○	○
Q48	消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、センターとの連携についての協力依頼を行っているか。	○	Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	○	○	×	○	○	○
			Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	○	○	○	○	○	○

※センター指標Q40:消費者被害に関し、相談窓口や警察等と連携するケースがなかった。

- 成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準を市とセンターで共有し、制度を活用することができている。
- 草津市高齢者虐待対応マニュアルを市とセンターで共有し、虐待事例への対応策を検討している。

# 権利擁護業務

## ◆ 各地域包括支援センターの取組

### 高齢者の虐待防止と相談支援

草津市高齢者虐待対応マニュアルに基づき、高齢者虐待の防止や、虐待を受けた高齢者の保護、養護者の負担軽減等、高齢者や養護者に支援を行います。

- ・虐待疑いの相談が入った時には速やかに三職種での協議を行い、早期発見・早期対応を実施
- ・虐待対応の中で関係機関との支援方針の確認、役割分担を行い組織的な対応の実施
- ・ケアマネジャーや介護事業所向けの高齢者虐待対応研修など啓発活動の実施

### 成年後見制度等の利用促進

権利擁護の支援が必要な高齢者に、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を積極的に利用できるように支援を行います。

- ・権利擁護の支援が必要な場合は権利擁護のケース会議を開催し、関係機関と連携して支援方針を検討
- ・金銭管理における社会資源として、金融機関独自の金銭管理サービス(代理人サービス)について情報収集
- ・法的な支援が必要なケースに対して、弁護士に面談への同席や電話相談で助言をいただき対応を実施

### 消費者被害の防止

高齢者の消費者被害の予防と早期発見、再発防止のため、消費生活センター等と連携し、地域の高齢者の集まる場で情報提供や周知活動を行います。

- ・消費者被害予防のパンフレットをサービス事業所に配布し、啓発を実施
- ・地域サロンや民生委員との交流会、その他の高齢者の集まる場に出向き、啓発を実施
- ・消費者被害が疑われる事例について、消費生活センターと連携、対応

# 地域ケア会議

## ◆ 評価指標＜令和5年度実績＞

設問	市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q55	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、センターに示しているか。	○	Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	○	○	○	○	○	○
Q55-1	地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知しているか。	○								
Q56	センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市町村主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、センターに対して周知しているか。	○	Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	○	○	○	○	○	○
Q59	センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	Q50	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	○	○	○	○	○	○
Q61	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	○	○	○	○	○	○
Q62	センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市町村が主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	○	○	○	○	○	○
Q63	地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。	○	Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	○	○	○	○	○	○
Q64	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。	○	Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	○	○	○	○	○	○
Q65	生活援助の訪問回数が多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保しているか。	○								
Q67	センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加しているか。	○	Q51	センター主催の地域ケア会議において、地域課題に関して検討しているか。	○	○	○	○	○	○
Q68	センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握しているか。	○	Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	○	○	○	○	○	○
Q69	センター主催及び市町村主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表しているか。	×								
Q70	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を地域ケア推進会議から市町村に提言しているか。	×								

※市指標Q69:地域ケア会議の議事概要等については、住民向けに公表していない。

※市指標Q70:地域ケア個別会議から抽出された学区の地域課題を整理・深堀するとともに、課題解決に向けた手段・方策の検討を行うこととしているが、政策提言までは至っていない。

- 地域ケア会議の運営方針について職員間での共有ができています。
- 地域課題の解決に向けては、草津市地域包括支援センター運営方針において重点的な取組内容としており、実現可能な解決策を講じることができるよう、引き続き体制整備が必要である。

## ◆ 各地域包括支援センターの取組

### 地域ケア会議推進事業

地域ケア個別会議を実施し、高齢者の抱える課題を多職種で共有、解決方法の検討を行います。地域ケア個別会議で把握した個別課題を整理し、地域課題を抽出、地域ケア推進会議で地域課題の共有や解決方法の検討を行い、地域づくり・資源開発につなげます。市全体に共通する課題について、市と連携して政策形成につなげるよう推進します。

- ・ケアマネジャーが支援に困難さを感じているケース、地域包括支援センターが多職種で検討が必要であると感じているケースについて地域ケア個別会議を実施
- ・地域住民や民生委員に地域ケア個別会議に参加して頂き、地域での高齢者の見守りの強化
- ・地域ケア個別会議から抽出された地域課題を、ケアマネジャー、介護サービス事業所、市社協、地域住民等と情報の共有と解決策を検討
- ・地域課題の共有だけでなく、地域課題の解決に向けた取組(男性介護者の居場所づくり、若い世代への認知症の啓発、民生委員とケアマネジャーの交流の実施)を実施
- ・市社協や人とくらしのサポートセンターの地区担当保健師、地域の関係者や専門職とともに、地域課題を検討する「学区の医療福祉を考える会議」に参加し、各学区の地域課題の共有、解決を目指した取組として、地域安心声かけ訓練や健康サロンを実施、資源マップを作成

# 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

## <ケアマネジャーへの支援・連携等>

### ◆ 評価指標<令和5年度実績>

設問	市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q49	日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握し、センターに情報提供しているか。	○	Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握しているか。	○	○	○	○	○	○
Q50	センターと協議の上、センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	○	Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	○	○	○	○	○	○
Q51	介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、センターに情報提供を行っているか。	○	Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	○	○	○	○	○	○
Q52	地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、センター職員を対象とした研修会を開催しているか。	×								
Q53	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者との意見交換の場を設けているか。	○	Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	○	○	○	○	○	○
			Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	○	○	○	○	○	○
Q54	センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	○	○	○	○	○	○

※市指標Q52:介護支援専門員のスキルアップを図るための取組を、センター職員も対象に含めて行っているが、センター職員のみを対象とした研修会は開催していない。

- 介護支援専門員(ケアマネジャー)に対する効果的な相談対応が実施できている。
- 市と地域包括支援センターの連携した取組により、介護支援専門員を支援するための体制構築が必要である。

### 包括的・継続的なケア体制の構築

ケアマネジャーに対する日常的な指導・相談・助言を行います。

- ・ケアマネジャーのスキルアップを目的に研修を実施
- ・ケアマネジャーが介護保険サービス以外の様々な社会資源を活用できるよう、情報提供
- ・ケアマネジャーが支援に困難さを感じているケースについて地域ケア個別会議を活用し、多職種で検討
- ・ケアマネジャーが地域包括支援センターに相談しやすくなるようネットワークを構築

# 介護予防に係るケアマネジメント

## ◆ 評価指標＜令和5年度実績＞

設問	市町村指標	草津市	設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q71	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市町村の基本方針を定め、センターに周知しているか。	○	Q58	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	○	○	○	○	○	○
Q72	センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。	○	Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	○	○	○	○	○	○
Q73	利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、センターに示しているか。	○	Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	○	○	○	○	○	○
Q74	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、センターに明示しているか。	○	Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	○	○	○	○	○	○
Q75	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市町村の方針をセンターに対して明示しているか。	○	Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	○	○	○	○	○	○
Q76	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援におけるセンターの人員体制と実施件数を把握しているか。	○								

➤ 多様な地域の資源がケアプランに位置づけられるように取り組むことができている。

# 介護予防に係るケアマネジメント

## ◆ 各地域包括支援センターの取組

### ケアマネジメントによる自立支援

介護保険サービスだけでなく様々な社会資源を積極的に活用し、要支援者などの支援の対象者がどのような生活がしたいのか具体的な日常生活上の目標を明確にしたうえで支援を行います。指定居宅介護支援事業所へ委託した場合は、ケアマネジャーから報告・相談を受けながらプランの共有を行います。

- ・自立支援を意識したケアプランの立案を行うために、高齢者とその家族、ケアマネジャーに対しさまざまな社会資源への情報提供
- ・社会資源を把握するために、サロンやいきいき百歳体操、グラウンドゴルフなど交流の場に出向き、情報収集を実施
- ・地域の活動への参加を休止されていた方が、再度参加できるよう支援を実施
- ・サロンやいきいき百歳体操に出向き、フレイル予防についての啓発を実施

# 市町村事業との連携(事業間連携)

## ◆ 評価指標<令和5年度実績>

設問	市町村指標	草津市		設問	センター指標	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
Q77	医療関係者とセンターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っているか。	○		Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	○	○	○	○	○	○
Q78	医療関係者とセンターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っているか。	○		Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	○	○	○	○	○	○
Q79	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○		Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	○	×	○	○	○	×
Q80	認知症初期集中支援チームとセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○		Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	○	×	○	○	○	×
Q81	生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っているか。	○		Q67	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	○	○	○	○	○	○

※センター指標Q65:相談窓口である草津市在宅医療介護連携センターへの相談ケースがなかったため。

※センター指標Q66:認知症初期集中支援チームと情報共有を行う事例がなかったため。

- 在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業との連携が適切に行われている。

## 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務の 一部委託について

介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務につきまして、指定居宅介護支援事業所41か所(令和6年4月提供分)に業務の一部委託を行っていることについて、運営協議会の承認をいただきたい。



# 委託できる居宅介護支援事業所の選定

◆ 介護予防支援業務および介護予防ケアマネジメント業務の一部委託にかかる指定居宅介護支援事業所一覧 <令和6年4月提供分>

## 【市内】

	事業所名	所在地 (圏域)	計	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
1	菖蒲の郷居宅介護支援センター	高穂	15	13	1	0	1	0	0
2	居宅介護支援かえで	高穂	24	13	3	2	3	3	0
3	近江草津徳洲会介護センター	高穂	17	9	4	2	2	0	0
4	アサヒサンクリーン ケアプランセンターかがやきの社	高穂	4	3	1	0	0	0	0
5	ケアプランセンター ティエール	高穂	9	8	0	1	0	0	0
6	ルナ ケアプランセンター	高穂	5	0	3	1	1	0	0
7	あおばな居宅介護支援事業所	草津	25	10	10	0	0	4	1
8	あやは居宅介護支援事業所	草津	14	0	0	0	0	6	8
9	オフィス豆の木介護支援事務所	草津	7	1	4	0	0	2	0
10	ケアプランセンター向日葵	草津	11	2	2	0	0	7	0
11	メディケア湖南居宅介護支援事業所	草津	13	1	9	1	0	2	0
12	居宅介護支援事業所ライフパートナー	草津	9	1	0	2	6	0	0
13	咲桜ケアプランセンター	草津	13	1	2	0	2	4	4
14	ひびきプランセンター	草津	4	0	0	0	0	1	3
15	ケアタウン南草津 居宅介護支援事業所	老上	15	2	4	8	1	0	0
16	居宅介護支援事業所 からん	老上	28	0	4	2	1	19	2
17	居宅介護支援事業所 夕照	老上	22	1	3	5	2	5	6
18	指定居宅介護支援事業所ふれあい	老上	25	3	8	8	0	6	0
19	指定居宅介護支援事業所 ケアプランそら	玉川	34	4	5	4	4	17	0
20	マザーレイク居宅介護支援事業所	玉川	10	2	1	1	5	1	0
21	草津市南笠居宅介護支援センターあさひ	玉川	27	0	1	1	25	0	0
22	はな、居宅介護支援事業所	松原	7	0	1	0	0	6	0
23	介護相談 となりくみ	松原	18	2	4	1	0	9	2
24	居宅介護支援事業所 和花	松原	4	1	1	1	0	0	1
25	指定居宅介護支援事業所さらら	松原	30	3	18	0	0	7	2
26	草津市上笠居宅介護支援事業所	松原	9	0	1	0	0	7	1
27	岸本ケアプランセンター	新堂	17	0	7	0	0	6	4
28	指定居宅介護支援事業所 常輝の里	新堂	18	0	2	0	0	4	12
29	はびねすさぼーと滋賀支店	新堂	3	0	0	0	0	1	2
	計		437	80	99	40	53	117	48

## 【市外】

	事業所名	所在地	計	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
30	やわらケアプレイス	大津市	5	0	1	1	3	0	0
31	輝生会居宅介護支援事業所	大津市	4	0	2	1	1	0	0
32	居宅介護支援センター じんりょう	大津市	1	0	1	0	0	0	0
33	居宅介護支援事業所みちくさ	大津市	12	1	5	2	0	4	0
34	田原居宅介護支援事業所	大津市	1	0	0	0	1	0	0
35	こびらい生協診療所 居宅介護支援事業所	栗東市	9	0	3	0	0	0	6
36	らっくケアプランセンター	栗東市	3	0	3	0	0	0	0
37	居宅介護支援事業所 はなえみ	栗東市	5	0	0	3	0	2	0
38	居宅介護支援事業所 栗東すみれ園	栗東市	6	5	0	0	1	0	0
39	居宅介護支援事業所ゆうき	栗東市	2	0	2	0	0	0	0
40	ケアプランステーションここあ勝部	守山市	8	0	8	0	0	0	0
41	有限会社びわこメディカル 居宅介護支援事業所	守山市	1	0	0	0	0	0	1
	計		57	6	25	7	6	6	7

## <地域包括支援センターごとの給付実績>

	高穂	草津	老上	玉川	松原	新堂
介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務 給付件数	131	227	115	93	188	94
うち、直営	45	103	68	34	65	39
うち、委託	86	124	47	59	123	55

➤ 居宅介護支援事業所により、人員体制や受託可能数が異なるため委託件数の差が生じているが、公平性・中立性に配慮して委託先の選定をすることができている。

※滋賀県国民健康保険団体連合会への請求実績より算出(令和6年6月時点)